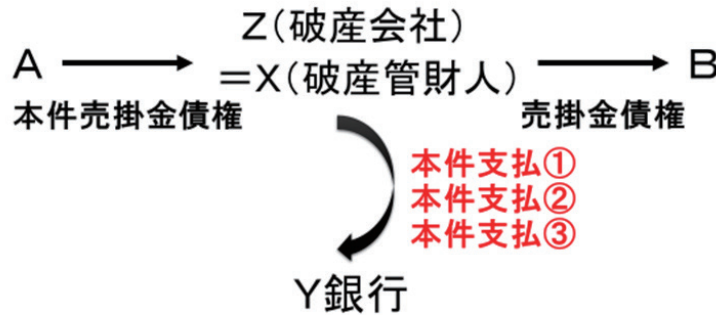


東京地裁平成30年2月27日判決(金融・商事判例1542号45頁)
にみる「支払不能」の判断方法岸本卓也
Takuya Kishimoto

PROFILEはこちら



第1 事案の概要

1 Zの主要な事業

Zは、主な取引先銀行をY銀行及びC銀行とし、パーソナルコンピュータ等に使用するハードディスク(以下「本件商品」といいます。)をAから仕入れ、これをB等に販売する取引(以下「本件取引」といいます。)等を主要な業務とする会社でした。

2 Zの経営状況の悪化

本件取引により順調に利益を伸ばしていったZでしたが、平成23年3月の東日本大震災で本件商品の部品を納入している業者が被災し、また、同年の秋頃、タイ国の洪水でAの工場が被災したことから本件商品の生産が滞り、かつ、その価格も高騰したことから、経営状況は悪化していきました。その後平成24年4月17日には、Zが、AがZに対して有する売掛金債権(以下「本件売掛金債権」といいます。)の一部を支払期日までに支払うことができなかったために、本件商品の出荷が停止されるという事態が発生しました。さらに、同月25日、ZはY銀行に対し融資に係る8000万円を全額弁済したものの、融資の借換えや延長等はせず、同月27日にはBからZに本件商品の代金として約5億4000万円が支払われましたが、Zはそのうち5億2800万円をC銀行からの融資の弁済に充てていました。他方で、Zは、上記の出荷停止後も、事業を技術サポート業務に縮小して営業を継続しており、これに伴う収入

等も関連会社を含め少額ながら継続的に入金されていました。そのため、平成24年4月27日時点でのZ名義の口座の残高は合計3億3309万7651円でした。

3 ZのY銀行に対する支払

Zは、Y銀行に対して、以下の「本件支払①」「本件支払②」「本件支払③」(以下これらの支払をまとめて「本件支払」といいます。)を行いました。

(1) 本件支払①

平成24年5月8日、Zに対する手形貸付けの方法による借入金のうち、合計9864万8000円を弁済期(約束手形の満期日)到来前に弁済しました。

(2) 本件支払②

平成24年5月31日、Zが発行した無担保社債につき、その償還期限前に、第1回無担保社債については合計6656万3819円、第2回無担保社債については、合計7076万8225円を支払って、買入消却手続を行いました。

(3) 本件支払③

平成24年6月11日、Y銀行との間の外国為替予約取引契約を合意解除し、その精算金として2240万円を支払いました。

4 破産手続開始決定に至るまで

平成24年6月29日、Zは、Bから本件商品の代金として支払われた約2億2700万円を原資としてC銀行に融資に係る約1億円を弁済しました。その後、上記のとおり本件商品の出荷

が停止されていたことから、Zは本件商品に代わる自社製品の開発を試みましたが、これを断念しました。さらに同年7月頃には、Aに対し、本件売掛金債権の残金の弁済について、同年9月から12月まで4回に分割して支払うことを提案するに至りました(以下「本件提案」といいます。)。Aは本件提案を直ちに断ることはしなかったものの、結局これを受けることはありませんでした。そして、Zはその後も経営状況を改善することができず、同年10月10日、破産手続開始決定がなされ、Xが破産管財人に選任されました。

5 Xによる否認権行使

Xは、以下のa及びbを主張し、本件支払の返還を求めました。

a. 平成24年4月27日の時点で、既にAがZに対し本件商品の出荷を停止しており、本件取引によりZのキャッシュを増やすことが見込めないこと、Zは金融機関からの借入れが困難であったことなどから、同日に支払不能に陥っており、本件支払はいずれも支払不能後の債務消滅行為に該当するため、否認権を行使する(破産法162条1項1号イ)。

b. 同年5月31日の時点で、本件売掛金債権の弁済期がすべて到来済みであり、その額がZの資産額を大きく上回っていたことなどから、遅くとも同日には支払不能であり、本件支払①及び本件支払②はいずれも支払不能になる前30日以内にされた、その時期が破産者の義務に属しない債務消滅行為であるとして(破産法162条1項2号)、本件支払③は支払不能後の債務消滅行為であるとして(同法162条1項1号イ)、否認権を行使する。

第2 本件の争点

Xは平成24年4月27日又は同年5月31日時点での支払不能を前提に否認権の行使を主張していたため、本件では、Zが同年4月27日に支払不能であったかという点(以下「争点①」といいます。)とZが同年5月31日に支払不能であったかという点(以下「争点②」といいます。)が争点となりました。

第3 裁判所の判断

裁判所は、冒頭で、「支払不能」とは「債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態である」(破産法2条11号)ということを確認したうえで、以下のように判示しました。

1 争点①について

裁判所は、まず、本件売掛金債権のうち平成24年4月27日の時点において弁済期が到来していた額を明らかにすることができないと認定しました。そして、このことから、同日の時点でZが保有していたキャッシュの額が本件売掛金債権のうち弁済期の到来している分の支払をするのに足りないことまで断ずることはできず、しかも、同日の時点で、Zは本件取引以外の事業を継続し、キャッシュの出入りもあったこと、金融機関からの借入れができなくなっていることまでいうことはできないことから、将来においてZがAから本件商品の仕入れを再開できなくなっていたことまでいうことはできないとして、Zが同日に支払不能であったとはいえないと判示しました。

2 争点②について

裁判所は、まず、平成24年5月31日の時点では、本件売掛金債権の残額の弁済期が全て到来している一方で、Zのキャッシュはその額に約3億8000万円不足していたということを確認しました。しかし、Zが同日の時点で2億3000万円を超えるキャッシュを保有し、少なくとも同日の時点で金融機関から今後の融資を断られたといったような事情がないこと、その後も、同年6月29日にC銀行からの融資を弁済するまでの間は、相当額のキャッシュの出入りを繰り返していること、同年7月になって、ZはAに対し、本件提案をしたが、Aがこれを直ちに拒否しなかったこと、本件提案等がいわゆる無理算段をして延命を図っているだけの現実味のないものであったと断じ切るには躊躇を覚えざるを得ないことなどから、裁判所は、Zが同年5月31日に支払不能であったとはいえないと判示しました。

第4 検討

1 「支払不能」概念の基礎

「支払不能」は、破産法において「債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態」(破産法2条11号)と定義され、破産手続開始の原因事実(破産法15条1項)であるだけでなく、否認(破産法162条1項)や相殺禁止(破産法71条、72条)を画する基準としても用いられています¹。

「支払不能」は、支払能力を問題とする概念であるため、その判断にあたっては、当然、債務者の財産(資産、収入・収益)が考慮されますが、注意すべきであるのは、「支払不能」における支払能力は、債務者の財産のみならず、その信用も勘案するものであるということです。すなわち、弁済期の到来した債務について、現在の債務者の財産だけから判断すれば履行が困難であるとしても、債務者に十分な信用があつて借入れや弁済猶予を得ることが可能といえるときには、支払能力を欠くとはいえない＝「支払不能」とは認められない、ということです。他方で、「支払不能」は客観的な状態を指す概念であるため、返済の見込みのない借入れや資産の投げ売り等によって表面的に弁済能力を維持しているに過ぎない場合には、「支払不能」と認定されることとなります。

2 本裁判例における「支払不能」の判断

本裁判例では、「支払不能」について詳細な事実認定が行われており、特に争点②に関する裁判所の判示は、「支払不能」が、債務者の財産のみならず、その信用も勘案する概念であるということを分かりやすく示しています。すなわち、裁判

所は、平成24年5月31日の時点で弁済期の到来している本件売掛金債権について、Zの財産だけから判断すれば履行が困難であるということを確認しつつも、Zの信用に関する事情として、金融機関から今後の融資を断られたというような事情がないこと、本件提案がAに直ちに拒否されたわけではないこと等を勘案し、「支払不能」とは認められないと判示しています。

また裁判所は争点②に関する判示の中で、本件提案等が無理算段をしているにすぎないものかどうかの認定をしていますが、これは、上記のとおり、Zが表面的に弁済能力を維持しているに過ぎない場合には、「支払不能」と認定されることになるためです。

3 まとめ

信用不安が生じた会社に対する債権回収に際しては回収後の否認リスクを勘案する必要がありますが、否認権の行使に際しては、手形不渡りなどを典型例とする「支払の停止」の存在によって「支払不能」が推定されることから(破産法162条3項)、これまで上記リスクを勘案するとしても、「支払不能」が直接に問題になることはあまり多くありませんでした²。しかしながら、手形の利用率・交換高が著しく低下している今日においては、「支払の停止」を認定できず、その結果「支払不能」を直接の問題とせざるを得ない場面・直接の問題にする必要のある場面がより増加していくと見込まれます。

以上のことから、基礎的な事項ではありますが、「支払不能」について詳細な事実認定を行った本裁判例を基に「支払不能」の判断方法について紹介した次第です。

1:「支払不能」は民事再生法や会社更生法においても同様の定義規定の下で用いられている(民事再生法93条1項2号、会社更生法49条1項2号)。

2:山本克己ほか「新破産法の基本構造と実務-第18回否認権(3)」ジュリスト1318号158頁(花村良一発言)(2006年)